令和６年５月22日
経済産業省資源エネルギー庁
新エネルギー対策課
再生可能エネルギー推進室

[redacted]
[redacted]
[redacted]様

違反事項通知書

あなたの管理する下記の太陽光発電システムは、電気事業法（電気事事業法執行規則第53条第２項５号）に則り、発電事業者に対して、設備の適切な維持管理を求めており、本システムは点検事項を満たしておりません。

つきましては、太陽光発電システムの安全・安心を確保するため早急に点検を行い違反事項改善を行ってください。

本条は、令和６年５月22日現在の情報に基づき送付しておりますので、既に違反を改修している場合は、本状と行き違いになりますのでご容赦ください。

なお、太陽光発電システムの点検を行わない場合、法令違反により「設備認定の失効」及び「太陽光発電システムの撤去」命令の行政執行手続きに移りますので、念のため申し添えます。

記

所在地　　三重県[redacted]

所有者氏名　[redacted]様

違反内容　　太陽光発電システムの点検未実施
　　太陽光発電システムの点検を実施し、結果を報告すること。

以上